

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年9月7日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ダイレックス益野店
所在地 岡山市東区益野町38番1 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ダイレックス株式会社
住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表者の氏名 代表取締役 多田高志

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ダイレックス株式会社
住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表者の氏名 代表取締役 多田高志

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年5月3日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,306平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	建物南側（資料-3 平面図兼配置図上に記載）	71台

② 駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	建物南側（資料-3 平面図兼配置図上に記載）	14台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面 積
1	建物南側（資料-3 平面図兼配置図上に記載）	50m ²

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位 置	容 量
1	建物内東側（資料-3 平面図兼配置図上に記載）	9.08m ³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
ダイレックス株式会社	午前9時00分	午後10時00分	-

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前8時30分から午後10時30分まで

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	位置	出入口の数
1	建物敷地南側及び東側 (資料-3 平面図兼配置図上に記載・出入口No.1、入口No.2、出口No.3)	3箇所

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで

2 届出年月日

令和3年9月2日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和3年9月7日から令和4年1月7日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課